



令和6年度 保育所(園)・認定こども園（保育部分）

入所の手引き



《目 次》

	ページ
1 保育所(園)・認定こども園とは……………	1
2 保育所(園)・認定こども園(保育部分)に入所できる基準…	1
3 申請から利用施設決定までの流れ……………	2
4 認定区分と保育の必要量について……………	2
5 利用申込み方法……………	3
6 申込みに必要な書類……………	3
7 利用調整(選考)について……………	4
8 結果通知について……………	4
9 利用者負担金(保育料)について……………	5～6
10 副食費(おかずやおやつ代)……………	7
11 保育料の口座振替について……………	8
12 申込みにあたっての注意事項……………	8
13 家庭状況の変更に伴う届出について……………	9
14 入所要件の調査・確認(継続利用の方)……………	9
15 市内保育所(園)・認定こども園(保育部分)一覧……………	10
16 保育所(園)の開所日……………	10
17 記入例……………	11～13



大月市



1. 保育所(園)・認定こども園とは

保育所(園)・認定こども園(保育部分)は、保護者の就労や病気等の理由により、家庭で児童を保育できない保護者に代わって保育することを目的とする施設です。

保育を必要とする事由に該当しない場合は利用することができません。

2. 保育所(園)・認定こども園(保育部分)に入所できる基準 (保育を必要とする事由と保育する期間)

児童の保護者等が次の①～⑨のいずれかにに該当する場合に保育所(園)・認定こども園をご利用いただけます。

① 日常の家事以外の仕事をしている場合 (就労)

- (1) 1か月に**64時間以上労働**していることを常態とする期間
- (2) フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働に従事している期間

② 妊娠中であるかまたは出産後間がない場合

産前8週間、産後8週間

③ 病気や負傷あるいは心身に障がいがある場合

- (1) 入院の場合、医師の診断書に記載された入院の期間
- (2) 通院の場合、医師の診断書に記載された通院の期間
- (3) 心身に障がいがある期間
(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている場合)



④ 病気や心身障がい者である同居親族等の介護・看護をしている場合

- (1) 入院の付添介護・看護を必要とする場合、医師の診断書で記載された入院の期間
- (2) 通院の付添介護・看護を必要とする場合、医師の診断書で記載された通院の期間
- (3) 心身に障がいがある方を常時介護・看護することが必要と判断される期間
(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている場合)

⑤ 災害、風水害、震災等の復旧にあたっている場合

災害、風水害、震災その他の災害の復旧に要する期間

⑥ 求職活動を継続的に行っている場合

入所の日から起算して90日間

⑦ 学校、職業訓練校等に通っている場合

⑧ 虐待やDVの恐れがある場合

児童虐待・配偶者からの暴力により、特に保育が必要と認められる期間

⑨ 育児休業中に、既に保育を利用しているおさまがいて継続利用が必要な場合

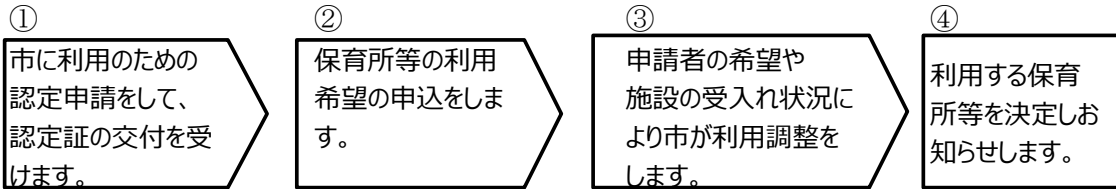
次年度に小学校入学を控えるなど環境の変化に留意が必要な場合等で必要な期間



3.申請から利用施設決定までの流れ

保育所(園)・認定こども園の利用を希望する保護者は、子ども・子育て支援法に基づき利用のための認定を受けていただく必要があります。

大月市において、認定区分及び保育の必要量の基準に基づき認定を行い、申請者の利用希望や保育施設の受入状況等により利用する施設を調整・決定し、その結果を通知します。



※ 認定申請と入所申込手続きは同時に行うことができます。

※ 申請書の受理後、原則として30日以内に認定通知書を発行することとなっておりますが、4月入所の場合は30日以上期間を要することが見込まれますのでご了承ください。

4.認定区分と保育の必要量について

【認定区分】申請に基づき、下記の該当する区分ごとに教育・保育給付認定を行います。

認定区分	対象となる子ども	利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で教育を希望する子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で保護者の就労等の事由により家庭において必要な保育を受けることが難しい子ども	保育所(園) 認定こども園 など
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で保護者の就労等の事由により家庭において必要な保育を受けることが難しい子ども	

【保育の必要量】保育認定では保育を必要とする事由に応じて、利用時間を「保育標準時間」または「保育短時間」に認定します。

保育を必要とする事由	保育標準時間	保育短時間
	最長11時間 (7:30~18:30)	最長8時間 (8:30~16:30)
就労	月120時間以上 (フルタイム就労を想定)	月64時間以上120時間 (パートタイム就労を想定)
就学 親族の介護・看護	保護者の状況を書面にて確認し保育の必要量を認定します。	
妊娠・出産	◎	—
保護者の疾病・障がい	◎	—
災害復旧	◎	—
虐待やDVのおそれがあること	◎	—
求職活動	—	◎
育児休業取得	—	◎

- ◆ 「就労」「就学」「親族の介護・看護」については、状況を書面にて確認し保育の必要量を認定します。
- ◆ 保育標準時間と認定される方であっても、希望される場合は保育短時間の認定とします。
- ◆ 育児休業による利用は、原則、保育短時間認定となりますが、やむを得ない事情等によっては保育標準時間の認定も可能ですので、事前にご相談ください。

5.利用申込み方法

教育・保育給付認定(現況)申請書等に必要事項を記入・押印のうえ、必要書類を添付して受付期間内に提出して下さい。

受付期間 【4月1日入所の場合】 ※4月の途中入所も含みます。
令和5年12月1日(金)から令和5年12月15日(金)まで
(土曜日・日曜日を除く)

【年度途中入所の場合】
入所を希望する月の前月の1日から20日まで
(20日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日)

受付場所 第1希望の保育所(園)、認定こども園、
または大月市役所 子育て健康課 保育支援担当
※ 市外各保育所(園)・認定こども園等に入所を希望の場合は、
大月市役所 子育て健康課 保育支援担当に提出してください。

6.申込みに必要な書類

- 配付場所 大月市役所 子育て健康課 保育支援担当、
市内各保育所(園)、市内各認定こども園



① 教育・保育給付認定(現況)申請書

※児童1名につき1枚提出してください。

② 保育が必要な状況を証明する書類 (父母の分の証明書の提出をお願いします。)

※ただし、4月からの入所希望で施設の定員を超えて申し込みがあり、利用調整を行う必要が発生した場合は、65歳未満の同居する親族の分についても追加で提出を求めることがあります。該当する方には個別に連絡をさせていただきます。

※きょうだいで申請する場合は児童の人数分ではなく1部を提出してください。

保育を必要とする事由	証明書等の種類(所定の様式)	
就労	会社に勤務の場合・内職の場合	就労証明書
	自営業主・家族専従者の場合	就労証明書・直近の確定申告収支内訳書の写し
妊娠・出産	疾病・出産・介護・就学申立書、出産(予定)証明書、母子健康手帳の写し等(出産予定日が確認できるもの)	
保護者の疾病・障がい	疾病・出産・介護・就学申立書、身体障害者手帳、診断書等	
同居又は長期入院している親族の介護・看護	疾病・出産・介護・就学申立書、診断書等	
災害復旧	申立書・り災証明書	
求職活動(起業準備を含む)	求職活動等状況申立書、ハローワークの証明書等、求職活動(起業準備)をしていることがわかる書類	
就学	疾病・出産・介護・就学申立書、在学証明書	
育児休業	就労証明書、育児休業中の継続利用申立書	

- ※ 事由が就労の場合は就労の形態に応じて直近の確定申告収支内訳書の写しを提出して下さい。
- ※ 就労証明書は学童クラブと統一様式となります。1枚にご記入していただき、必要枚数コピーしてご使用ください。
- ※ 各様式はホームページからダウンロードすることができます。

トップページ > 子育て・教育 > 子育て > あずける > 保育所・保育園

【該当する場合に提出していただく書類】

- ③ 市外各保育所(園)・認定こども園等に入所及び継続入所を希望する方は、「**申立書**」に市外保育所(園)等を希望する理由を記入したもの。

④ マイナンバー(個人番号)の届出

※ 対象となる方

4月から8月に入所する場合	令和5年1月1日に大月市に住民登録がなかった方
9月から3月に入所する場合	令和6年1月1日に大月市に住民登録がなかった方

上記に該当する方は、保育料を算定する際に前住地での市町村民税の課税情報が必要となり、マイナンバーをお届けいただく必要があります。該当する方には個別に連絡をさせていただきますので、ご協力をお願いします。

⑤ ひとり親家庭の方

児童扶養手当を受給されていない方は戸籍謄本の写し

7.利用調整(選考)について

利用を希望するお子さまの年齢、保育を必要とする事由、家庭状況、保育所(園)の空き状況や入体制等を考慮し、利用調整(選考)を行います。保育の必要性を数値化し数値が高い方から順に利用施設を決定します。

- **入所を辞退する場合**…申請後、入所を辞退される場合は早急に辞退届を提出してください。

8.結果通知について

入所が決定になった方には、**令和6年2月末頃に結果を通知**します。

また、新規入所の方には、申請書類に基づき決定した教育・保育給付認定の区分、保育の必要量、認定の有効期間等が記載された「**教育・保育給付認定通知書**」を交付します。**入所する際に施設へ提示するなど大切な書類ですので、紛失や破損等しないよう大切に保管してください。**

9.利用者負担金(保育料)について

保育料は、児童を保育所(園)・認定こども園で保育するために要する費用の一部を保護者に負担しいただくものです。世帯の負担能力に応じて決定することとなっており、公立・私立とも同額です。

令和6年4月1日時点のお子さまの年齢、認定区分及び世帯の市民税所得割額※1により、該当する階層ごとに保育料が決定します。

また、祖父母等が同居している場合は、家計の主宰者※2として保育料を算定する場合があります。

※1・・保育料算定においては、市民税所得割額より配当控除・住宅等借入金等特別税額控除・寄附金税額控除・外国税額控除等の税額控除を適用しないで再計算します。(調整控除のみ適用)

※2・・家計の主宰者は、お子さまを所得税等の算定において扶養控除の対象としていること、お子さまを健康保険等において扶養家族としていること、世帯の最多収入・最多納税者であること等を総合的に判断し決定します。

※ 市町村民税が未申告の場合は、法令に基づき最高階層での算定となり、遡及して変更は行えませんので、**必ず市町村民税の申告を行ってください。**

● 保育料は、年度途中で切り替えを行います。

4月～8月分	令和5年度の市町村民税所得割額により算定
9月～3月分	令和6年度の市町村民税所得割額により算定

● 保育料の納付先について

公立保育所 民間保育園	口座振替により大月市へ納付
(市外) 公立保育所 公立認定こども園	保育所・認定こども園が所在する市区町村へ納付
民間認定こども園	認定こども園へ納付

● 幼児教育・保育の無償化について

3歳児クラスから5歳児クラスの子ども

- 令和元年10月1日から、**保育料は無料**です。

0歳児クラスから2歳児クラスの子ども

- 住民税非課税世帯の子どもは、令和元年10月1日から**保育料は無料**です。

※ 上記以外の子どもの保育料は、無償化の対象ではありません。

- 無償化の実施に伴い、山梨県が実施する**やまなし子育て応援事業の対象期間が、満3歳に達した日以後最初の3月31日まで拡充されました。**

※ やまなし子育て応援事業は、住民税所得割合算額が169,000円未満(年収約640万円未満相当)の世帯で、第1子の年齢制限なく、第2子以降の0～2歳児の保育料を無料にする事業です。

※ これまでは、3号認定が終了する月までが対象でしたが、満3歳に達した日以後最初の3月31日まで拡充されました。

● 令和6年度 大月市保育料(月額)

大月市階層区分		3歳未満（3号認定）		3歳児以上
		標準時間	短時間	
第1階層	生活保護世帯	保育料は無料		保育料は無料
第2階層	市町村民税 非課税			
第3階層-1	市町村民税 均等割課税	8,200円	8,000円	
第3階層-2	所得割課税額 48,600円未満	12,000円	11,600円	
第4階層-1	所得割課税額 58,000円未満	19,000円	18,600円	
第4階層-2	所得割課税額 78,000円未満	21,000円	20,400円	
第4階層-3	所得割課税額 97,000円未満	23,000円	22,400円	
第5階層-1	所得割課税額 120,000円未満	30,500円	29,700円	
第5階層-2	所得割課税額 169,000円未満	37,000円	36,200円	
第6階層-1	所得割課税額 230,000円未満	43,000円	42,000円	
第6階層-2	所得割課税額 301,000円未満	45,000円	44,000円	
第7階層	所得割課税額 397,000円未満	47,000円	46,000円	
第8階層	所得割課税額 397,000円以上	49,900円	48,900円	

- ※ 小学校就学前の範囲において、保育所(園)や幼稚園等を同時に利用している最年長から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- ※ 市町村民税所得割課税額57,700円未満(年収約360万円未満相当)の世帯は、第1子(生計が同一の子)の年齢制限なく、第2子は半額、第3子以降は無料とする。
- ※ 市町村民税所得割課税額169,000円未満(年収約640万円未満相当)の世帯は、第1子(生計が同一の子)の年齢制限なく、第2子以降の0～2歳児クラスの子どもは、満3歳に達した日以後最初の3月31日まで無料となります。
- ※ 市町村民税が未申告の場合は、法令に基づき最高階層(第8階層)での算定となります。所得の申告後階層にかかる変更申請が提出された月の翌月分から保育料が見直されます。
- ※ 市町村民税所得割課税額77,101円未満(年収約360万円未満相当)のひとり親世帯等は、第1子は**下表のとおり**とし、第2子以降は無料となります。

階層区分	3歳未満（3号認定）	
	標準時間	短時間
第3階層-1（市町村民税均等割課税）	3,490円	3,440円
第3階層-2（所得割課税額 48,600 円未満）	5,340円	5,200円
第4階層-1（所得割課税額 58,000 円未満）	5,700円	5,650円
第4階層-2（所得割課税額 77,101 円未満）	6,300円	6,200円

- ※ ひとり親世帯等とは、母子家庭・父子家庭、在宅障がい者(児)のいる世帯及び要保護者等で特に困窮していると市長が認める世帯をいいます。

10.副食費(おかずやおやつ代)

3歳以上児クラスの副食費(おかずやおやつ代)は実費負担になりますが、低所得世帯を対象に減免制度が設けられています。

なお、3歳未満児クラスの給食費(副食費を含む)は保育料に含まれています。

●副食費徴収免除対象表

区 分	第1子	第2子	第3子以降
第1階層～第4－1階層の一部 市町村民税所得割合算額 57,700円未満	免 除	免 除	免 除
第4－1階層の一部～第8階層 市町村民税所得割合算額 57,700円以上	実費負担 (月額4,500円)	実費負担 (月額4,500円)	免 除

●ひとり親家庭等世帯の副食費徴収免除対象表

区 分	第1子	第2子	第3子以降
第1階層～第4－2階層の一部 市町村民税所得割合算額 77,101円未満	免 除	免 除	免 除
第4－2階層の一部～第8階層 市町村民税所得割合算額 77,101円以上	実費負担 (月額4,500円)	実費負担 (月額4,500円)	免 除

※ きょうだい(多子軽減)のカウント方法は、保育料の多子軽減と同じ取扱いです。

市町村民税所得割合算額 57,700円未満 (ひとり親家庭等世帯は77,101円未満)	年齢に関わらず保護者と生計を同一とする 子ども数による
市町村民税所得割合算額 57,700円以上 (ひとり親家庭等世帯は77,101円以上)	0歳から小学校就学前までの子ども数による



11. 保育料の口座振替について

● 口座振替の手続き

保育料の納付は、原則として口座振替で納めていただきます。入所が決定しましたら大月市内金融機関の窓口へ通帳と届出印をご持参のうえ、**口座振替の手続きをお願いします。**

申込用紙は、入所承諾通知書と一緒に送付しますが、市内金融機関にも備えがあります。

○ 4月入所の場合

令和6年3月15日(金)まで に金融機関で手続きをしてください。

○ 5月以降入所の場合

入所を希望する月の前月の20日までに金融機関で手続きをしてください。

○ 取扱い金融機関

山梨中央銀行、山梨信用金庫、都留信用組合、山梨県民信用組合、クレイン農業協同組合、ゆうちょ銀行

● 口座振替

○ 口座振替日は **毎月末日**です。(ただし、末日が土日及び祝日の場合は、翌営業日になります)

※振替不能にならないよう、残高の確認をお願いいたします。

保育料を滞納すると……

納付いただいた方との公平性が失われるだけでなく、保育現場にも影響が及びます。

納付期限までに納付が無い場合は、期限の翌月20日までに督促状を発送します。さらに滞納が続く場合は、文書や電話、訪問等による催告を行います。また、児童手当から徴収する場合や滞納処分(給与等財産の差し押さえ)をすることがあります。

※ 何らかの事情で保育料を納められない方は、分割納付等の相談に応じますので、子育て健康課保育支援担当までご連絡ください。

なお、保育料の滞納がある世帯は、入所承諾が取り消しとなる場合があります。

12. 申込みにあたっての注意事項

● 保育所(園)・認定こども園の見学について

事前に希望される保育所(園)・認定こども園へご連絡のうえ、見学をお願いします。

児童の健康状態等心配な点がある場合は、事前に相談をしてください。連絡先は10ページをご覧ください。

● 慣らし保育について

保育所(園)・認定こども園へ入所後、徐々に環境に慣らしていくために、短時間の慣らし保育を行います。慣らし保育の時間や期間は、各保育所(園)・認定こども園で児童の年齢等により異なりますが、通常数日間から2週間程度です。期間や時間については、各保育所(園)・認定こども園にご確認ください。

● 延長保育について

延長保育を利用する場合は別途利用料が必要です。

13.家庭状況の変更に伴う届出について

入所後に、保育を必要とする事由が変更になったり、税の申告により市町村民税額が変更になるなど、下記に該当する異動や変更があった場合は届け出が必要です。

速やかに「教育・保育給付認定変更申請書」「保育が必要な状況を証明する書類」を子育て健康課保育支援担当又は保育所(園)・認定こども園に**届け出てください**。

● 転居した場合

市内で住所を変更した場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。

● 転職、求職活動、妊娠・出産、育児休業の場合

3ページの「保育が必要な状況を証明する書類」をご確認のうえ、提出してください。

● 婚姻の場合(婚姻届出をしていなくても同居している場合は、婚姻とみなします。)

新たに児童の親になられた方の「保育が必要な状況を証明する書類」「婚姻日(同居開始日)の事実がわかる書類」「マイナンバー(個人番号)」を提出してください。

● 確定申告・修正申告をした場合

医療費控除や扶養控除の変更、土地家屋の譲渡等により前年分所得税の確定申告や修正申告を行い市町村民税額が変更になる場合は、保育料が変更になる場合がありますので、「申告書の写し等事実が分かる書類」を提出して下さい。

※ 住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等の申告は対象となりません。

● 生活保護を受給した場合

生活保護を受給した場合は、保育料が変更になりますので必ず届出てください。

● 退所(園)する場合

「教育・保育給付認定変更申請書(兼取消届)」と「退所(園)届」を、前月の20日までに提出してください。届出が遅れると、届出があった日までの保育料を支払っていただく場合がありますので、ご注意ください。

14. 入所要件の調査・確認

(引き続き保育所等を利用される方)

保育を必要とする事由に該当していることを確認するため、**全児童を対象に年1回「教育・保育給付認定(現況)申請書」を提出していただきます**。申請内容により、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合には、**保育所等を退所していただくことになります**ので、ご注意ください。



15.市内保育所(園)・認定こども園(保育部分)一覧

設置主体	施設名	所在地	定員	開所時間	延長保育時間
		電話番号			
私立 保育園	真木保育園	大月町真木2053	30名	7:30~18:30	18:30~19:00
		☎ 22-0828			
私立 保育園	大月保育園	大月二丁目10-12	70名	7:30~18:30	—
		☎ 22-0877			
私立 認定こども園	令和にこにこ園	猿橋町殿上308	100名 (うち保育85名)	7:30~18:30	18:30~19:00
		☎ 22-2525			
私立 認定こども園	とりさわ 認定こども園	富浜町鳥沢1973-1	80名 (うち保育30名)	7:30~18:30	18:30~19:00
		☎ 26-5310			
公立 保育所	初狩保育所	初狩町中初狩12	50名	7:30~18:30	18:30~19:00
		☎ 25-6707			

16.保育所(園)・認定こども園の開所日

保育所(園)・認定こども園の開所日は、通常月曜日から土曜日です。

日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は閉所日となります。



問い合わせ先

〒401-8601

大月市大月二丁目6番20号

大月市役所 市民生活部

子育て健康課 保育支援担当

電話番号 0554-23-6232

記 入 上 の 注 意

この教育・保育給付認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ市役所（施設（事業者））を経由して提出する場合は、入所を申し込んだ施設）に提出して下さい。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

（表面）

- 1 「申請児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んで下さい。
- 2 「障害者手帳の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当するものを○で囲んで下さい。
- 3 「保護者住所・連絡先」欄の（連絡先）については、連絡先が複数ある場合は連絡のつきやすい順に全て記入して下さい。
- 4 「認定者番号」の欄は、申請児童が既に施設型給付費等の教育・保育給付認定を受けている場合は、当該申請児童に係る認定者番号を記入して下さい。
- 5 ①「世帯の状況」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親（同居・別居の別を「備考」に記入して下さい。）及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「市町村民税課税の有無」欄は該当するものを○で囲んで下さい。また、世帯員の中で申請児童の他に施設型給付費等の教育・保育給付認定を受けている児童がいる場合は、当該児童に係る「認定者番号」を「備考」に記入して下さい。
なお、利用料の決定のために必要な書類をあわせて添付して下さい。
- 6 ①「家庭の状況」の欄は、該当する□にチェック（☑）してください。
- 7 ②「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間を記入して下さい。（「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入して下さい。）
- 8 ②「利用を希望する施設（事業者）名」の欄は、希望する順位に従い施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由（例えば、既に兄弟が利用しているため、延長保育（預かり保育）を実施しているため、距離が近いため等）を記入して下さい。
- 9 ③「税情報等の提供に当たっての署名欄」は、署名欄の記載の内容を確認のうえ、署名・捺印して下さい。

（裏面）

※ 裏面の④「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合に記入して下さい。（**「無」を○で囲んだ場合は記入の必要はありません。**）

- 10 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

【 保 育 の 認 定 基 準 】

保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

- | | |
|------------|---|
| (1) 就労等 | 児童の保護者が就労（月の就労時間が 64時間以上 ）のため、その児童の保育ができない場合 |
| (2) 妊娠・出産 | 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合 |
| (3) 疾病・障がい | 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合 |
| (4) 介護等 | 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合 |
| (5) 災害復旧 | 火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間児童の保育ができない場合 |
| (6) 求職活動 | 児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合 |
| (7) 就学 | 児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合 |
| (8) 育児休業 | 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること |
| (9) その他 | 上記に類すると市長が認める場合 |

- 11 ④「保育の利用を必要とする理由」の欄は、表面の①「世帯の状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、両親及び同居している両親以外の同居している親族等ごとに、児童を保育できない理由を10の表(1)～(9)のいずれの掲げる場合に該当するかを判断して、該当する全ての□にチェック（☑）し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入して下さい。なお、(1)～(8)の場合以外で児童を保育できない理由がある場合（就学や親のいない家庭など）は「その他」にチェック（☑）し、内容を（ ）内に記入して下さい。

※ 具体的な状況について、例えば、(1)に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数・通勤時間・経路・手段等、(2)では出産（予定）日や産後の母の状況等、(3)では傷病名や治療見込期間、障害の程度等、(4)では介護している高齢者の介護度や看護している病人の傷病名や治療見込期間等、(5)では災害の程度・復旧見込み期間等、(6)では求職活動状況等、(7)では就学先・就学期間・就学時間・就学日数等、(9)ではその他に記載した内容の具体的な状況を記入して下さい。

- 12 ⑤同居していない祖父母の状況についてをご記入下さい。

（留意事項）

教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、

- ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・ 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
- ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合

がありますから、あらかじめご承知下さい。

※ 教育・保育給付認定申請の結果については、次年度4月の入所に向けた認定事務が集中し審査等に期間を要するため、審査結果は2月末頃になる予定です。

記入例(保育認定)

施設型給付費等 教育・保育給付認定（現況）申請書（兼保育所入所申込書）

年 月 日

太枠内を記入して下さい。裏面もあります。

保護者氏名 大月 太郎

次のとおり、施設型給付費等に係る教育・保育給付認定を申請します。

申請に係る小学校就学前子ども	氏 名	生 年 月 日	性別・続柄	障害者・療育手帳有無
	ふりがな おおつき おつたろう 大月 乙太郎	令和 2 年 5 月 5 日 令6. 4. 1時点の年齢 (3 歳)	男・女 第 2 子	有・無
保護者住所・連絡先	〒 401-0013 大月市大月二丁目6番20号 ○○団地▲▲号室			
	連絡先① 090-1234-5678 (父携帯・母携帯・その他) ② 0554-98-7654 (父携帯・母携帯・その他) 自宅			
	令和5年1月1日住所 □大月市内 ☒ 大月市外 (住所: 東京都八王子市高尾1-2-3)			
令和6年1月1日住所 ☒ 大月市内 □ 大月市外 (住所:)				
支給認定証番号	※既に			
保育の希望の有無 (○で囲んでください)	有	(注意) 令和5年1月1日(9月から3月は令和6年1月1日)現在、大月市に住民登録がなかった方については、マイナンバー(個人番号)の届出が必要になります。該当する方には、個別に連絡をさせていただきますので、ご協力をお願いします。		
	無			

① 世帯の状況

区分	(ふりがな) 氏 名	児童との続柄	生 年 月 日 (令6. 4. 1時点の年齢)	性別	就労先・学校・幼稚園・保育所名(令6. 4. 1時点の学年)	市町村民税課税の有無	備考
児童の世帯員(入所児童以外)	おおつき たろう 大月 太郎	父	昭 60 年 1 月 1 日 (39歳)	男・女	オオツキ(株)	有・無	
	おおつき はなこ 大月 花子	母	昭 60 年 6 月 6 日 (38歳)	男・女	(株)ミタチ	有・無	
	おおつき ほしこ 大月 星子	姉	平 24 年 7 月 7 日 (11歳)	男・女	大月小学校6年	有・無	
	おおつき いちぞう 大月 一三	祖父	昭 34 年 3 月 3 日 (65歳)	男・女	コマエ務店	有・無	
	おおつき つきみ 大月 月美	祖母	昭 26 年 9 月 9 日 (72歳)	男・女	無職	有・無	
			年 月 日 (歳)	男・女		有・無	
			年 月 日 (歳)	男・女		有・無	
生活保護の適用の有無		適用無し・適用有り(年 月 日 保護開始)					
家庭の状況		□ ひとり親家庭(離別・死別・未婚) ☒ 左記以外					

② 利用を希望する期間・希望する施設(事業者名)

利用を希望する期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 年 月 日まで・就学まで		
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名		希望理由
	第1希望	●●保育園	自宅から近い
	第2希望	××保育園	職場に近い
	第3希望	△△保育所	姉が通っていた

③ 個人情報等の提供に当たっての署名欄

市が施設型給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 大月 太郎

④保育の利用を必要とする理由等(就労証明書等の書類を提出してください。)

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)等
	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待やDVのおそれ ☐ 育休取得中で保育利用中の子ども ☐ その他()	オオツキ(株)に勤務 月曜日～金曜日 20日/月 8時15分～17時30分 片道通勤時間 30分
	母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待やDVのおそれ ☐ 育休取得中で保育利用中の子ども ☐ その他()	(株)ミタチでパート勤務 月曜日～金曜日 20日/月 10時00分～16時00分 片道通勤時間 10分
希望する利用日・時間 (○で囲んでください)	希望する利用日		希望する利用時間
	(月)・(火)・(水)・(木)・(金)・土		保育標準時間(7:30～18:30) 保育短時間(8:30～16:30)

⑤同居していない祖父母の状況

	氏名等	就労	疾病	住所等
父方	祖父 (歳)	有・無	有・無	
	祖母 (歳)	有・無	有・無	
母方	祖父 都留 三郎 (65歳)	有・ 無	有・ 無	都留市○▲×1234番地
	祖母 都留 とき子 (62歳)	有 ・無	有・ 無	同上

*市記載欄

受付年月日	年	月	日
可・否 (否とする理由)	※ ここは記入不要です。		
可・否 (否とする理由)			
入所施設(事業所)			
備			
認定区分等			
給(利用)期間			
年 月 日			
年 月 日			
施設(事業所)			
入所契約(内定)の有無			
有【契約・内定(年 月 日)】・無			